

返戻金制度について

当社からの紹介により採用された求職者が、入社後 3 ヶ月以内に明らかに当該求職者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、当社は受領した手数料のうち、下記の金額を求人者に返還いたします。返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月 1 日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1) 求職者が 1 ヶ月以内で退職した場合 | 80 % |
| (2) 求職者が 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内で退職した場合 | 50 % |

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間で別の定めをする場合があります。

許可番号 27-ユ-303767

事業所の名称 株式会社ブレイク

事業所の所在地 大阪府大阪市北区本庄東2-2-25 クリエイト天八ビル10F